第４回瑞穂市自治会連合会役員会次第

日　時　令和７年１１月５日（水）
午後１時３０分～

場　所　ココロかさなるCCNセンター
第４会議室

１　開　会

２　あいさつ

３　協議事項

①各小学校区自治会連合会の状況について　資料１

②令和７年度　岐阜県自治連絡協議会研修大会について　資料２

③令和７年度　自治会活動推進事業交付金実施報告書等の提出について　資料３

④令和８年度　自治会長等の選出及び報告について　資料４

・自治会長
・廃棄物減量等推進員
・社会教育推進員
・交通安全協会員

⑤令和８年度　消防団員の推薦について　資料５

⑥令和８年度　瑞穂市自治会連合会総会等について　資料６

⑦【社会福祉協議会より】　社協資料
・瑞穂市社会福祉協議会福祉協力員の推薦について
・令和７年度瑞穂市社会福祉大会の案内について
・支え合いのまちづくり講演会の案内について

４　閉　会

資料１

小学校区自治会連合会の現状【令和7年11月5日現在】

	組　織	社会教育	防　災	福　祉	地域課題	その他
生津	【設立】 平成26年4月15日 【名称】 生津自治会連合会 （名称変更はH28.3.25） 【形式】 ふれあい活動委員会に一体化	・クリーン活動 ・夏まつり（7/26） ・体育祭（10/5）中止 ・交通安全看板点検 ・七夕まつり（7/5・6） ・ラジオ体操 ・いきいきウォーク(3/15)	・生津小学校避難所確認訓練	・支え合い推進会議 ・見守り隊		
本田	【設立】 平成31年3月23日 【名称】 本田校区自治連合会 【形式】 本田校区自治連合会に一体化	・いきいきウォーク（5/18） ・ひまわり種まき（6/14） ・ボランティア清掃（6/15）中止 ・夏祭り(8/2) ・チューリップ球根植え（11/8） ・運動会(10/5)中止 ・バス体験研修(11/9)	・防災勉強会(6/1) ・防災会議（6/1） ・本田校区合同避難所確認訓練(11/16) （穂積北中、本田小、本田コミセン）	・ほんでん福祉委員会にて活動		・ハリヨ保護活動 ・ほんでんレポート発行
穂積	【設立】 平成29年4月 【名称】 わくわく活動委員会 【形式】 わくわく活動委員会に一体化	・ハートフラワープロジェクト ・運動会　中止 ・河川クリーン活動 ・わくわく広場（夏・冬） ・桜ウォーク	・避難所確認訓練 ・穂積中学校避難所運営協議会設立	・穂積地区社協設立		
牛牧	【設立】 平成28年4月1日 【名称】 牛牧校区自治会連合会 （牛牧友愛会） 【形式】 牛牧友愛会に一体化 H30年度　防災･福祉部会の設立 H31年度　防災部会・福祉部会とする	・ハートフラワープロジェクト ・友愛ウォーク（5/25） ・夏祭り(7/19) ・社会見学(10/26) ・五六川親水公園の清掃（6/15,9/7）	・避難所確認訓練	牛牧地区社協設立 ・スマホ教室 ・多世代交流カフェ ・ふらっとカフェ ・相談事業 ・地区社協だより発行 ・三者交流会 ・地域支えあい推進会議(2/14) ・子ども塾（夏休み期間中）		
西	【設立】 平成30年4月1日 【名称】 西校区自治会協議会 【形式】 構成は自治会長 ＋（自治会長経験者）	各自治会で実施 ・クリーン活動 ・ラジオ体操 ・夏祭り 巣南中学校区活動委員会として実施 ・スポーツフェスティバル（10/5）	・西小学校、巣南中学校 避難所確認訓練（2/22）	・支えあい推進会議 ・視察研修(9/20) ・グラウンド・ゴルフ大会(10/23)		
中	令和6年8月1日付で中小学校区 活動委員会設立準備会を発足		・中小学校避難所確認訓練(12/14)	現時点で進展なし		
南	平成29年8月～　連絡会開催 （今後定期的に開催予定）		・南小学校避難所確認訓練(11/30)	現時点で進展なし		

資料２

令和７年度　岐阜県自治連絡協議会　研修大会

【日　時】　令和７年１１月１４日（金）　午後２時３０分～
（受付開始　午後２時２０分～）

【内　容】 活動事例の発表

発表内容	発表者
瑞穂市自治会連合会 ICT 化導入について	本田団地自治会 中宮自治会
生津校区見守り隊について	生津自治会連合会

【場　所】　ココロかさなるCCN センター　サンシャインホール

【参加者】　自治会長

駐車場に駐車した後、正面玄関から入場してください。

エントランスルームにて受付し資料を受け取った後、サンシャインホール南側入口から入場してください。

なお、式典が終了するまで入場ができません。ご了承ください。

入場までの間、ホワイエやロビーの椅子にてお待ちください。

※式典終了予定時間１４時２０分

枠内の位置内
（後ろから３例）
に着席をお願いします。
席をつめてのご着席を
お願いします。

資料３

令和７年１１月５日

自治会長　各位

瑞穂市長　　森　　和　之
（公印省略）

令和７年度　自治会活動推進事業交付金実施報告書等の提出について

晩秋の候、皆様には益々ご健勝のこととお慶び申しあげます。
平素より、市行政並びに地域自治会活動にご尽力を賜り厚くお礼申しあげます。
さて、令和７年度に交付いたしました自治会活動推進事業交付金につきましては、実施報告書の提出が必要となりますので、下記のとおり、提出をお願いいたします。

記

１　提出用紙　　①補助事業実施報告書（様式第５号）
②自治会活動振興交付金に係る補助事業実施報告書（別紙様式２）
〈添付書類〉
●②の内容が確認できるよう、帳簿、領収書等の写し（確認書類）
（確認書類の分量が多い場合等は、原本をお持ちください。必要な写しを市民協働安全課にてとらせていただきます。）
●防災活動、敬老活動の活動実施状況が分かる写真
●令和７年度　事業報告書（自治会総会資料）
●令和７年度　収支決算書（自治会総会資料）
●令和８年度　事業計画書（自治会総会資料）
●令和８年度　予算書（自治会総会資料）

※上記の書類は、別紙の「記入例」をご参考に作成願います。

２　提 出 期 限　　令和８年３月３１日（火）
※４月以降に総会開催予定の場合は、終了後に提出ください。

３　提　出　先　　瑞穂市役所　企画部　市民協働安全課

４　そ　の　他　　早めにご確認の上、ご不明な点につきましては、事前にご相談をお願いします。

５　問い合わせ　　瑞穂市役所　市民協働安全課（担当：田口・松坂・山田（竜）・山田（真））
ＴＥＬ（０５８－３２７－４１３０）

様式第５号（第９条関係）

年　　月　　日

瑞穂市長　様

補助事業者　　瑞穂市●●●●●●●●●●●

●●自治会

会長　　●●　　●●

令和７年度補助事業実施報告書

瑞穂市補助金交付規則第９条の規定により補助事業の実施の結果を報告します。

１　実施した補助事業名　　自治会活動推進事業交付金

（瑞穂市指令協第７－●●号）

２　補助事業の着手及び完了日

着　手　　令和　７年　４月　１日

完　了　　令和　８年　３月３１日

３　収支決算状況　　別紙事業報告書及び会計報告書のとおり

収入		支出	
区分	金額	区分	金額
自治会活動振興交付金	●●●●●円	別紙のとおり	円
自治会事務取扱交付金	●●●●●円		円
	円		円
計	●●●●●円	計	円

上記事業については、記述のとおり履行済みであることを証する。

年　　月　　日

担当者職氏名　　市民協働安全課長　宇野　伸二　　㊞

（別紙様式２）

年　　月　　日

瑞穂市長

補助事業者　住所　瑞穂市●●●●●●●●●●

自治会名　●●●自治会

会　長　　●●　　●●

自治会活動振興交付金に係る補助事業実施報告書

実施日	事業名	事業内容	参加人数	支出額（補助対象分）
4/1	助成金	子ども会		○○○○○円
		老人クラブ		○○○○○円
○/○	防災訓練	お茶・軍手等		○○○○○円
○/○	夏祭り	出店費用		○○○○○円
○/○	敬老会	記念品等		○○○○○円
合　　計				○○○○○円

※帳簿、領収書等、内容の確認できる書類を添付してください。

※防災活動・敬老活動は活動写真を添付してください。

防災活動	敬老活動

資料４

令和７年１１月５日

自治会長　各位

瑞穂市長　　森　　和　之

令和８年度自治会長等の選出及び報告について

晩秋の候、皆様には益々ご清祥のこととお慶び申しあげます。
平素は、自治会活動にご尽力賜りまして厚くお礼申しあげます。
さて、令和８年度の自治会長をはじめとし、各自治会にご選出をお願いしております下記の委員等につきまして、ご選出及びご報告をお願い申しあげます。
なお、令和８年度も留任される場合についても、ご報告をお願いします。

記

１．各自治会より選出・報告していただく委員等
①自治会長
②廃棄物減量等推進員
③社会教育推進員
④交通安全協会員

２．報告方法等
添付の報告様式にて**令和８年３月２０日（金）**までに、市民協働安全課にご報告をお願いします。（同封の返信用封筒をご利用ください。）

※各委員の役割等につきましては、添付の資料をご確認ください。

所属	瑞穂市企画部市民協働安全課		
課長	宇野	担当	田口・山田（竜）
住所	岐阜県瑞穂市別府 1288 番地		
電話	327-4130	FAX	327-7414
E-Mail	siminkyo@city.mizuho.lg.jp		

瑞穂市及び各種団体へ推薦していただく委員一覧

名　称	**自治会長**	**廃物物減量等推進員**	**社会教育推進員**	**交通安全協会員**	**福祉協力員**
委嘱元	－	瑞穂市長	瑞穂市教育委員会	本巣地区交通安全協会	社会福祉協議会
担当課	市民協働安全課 TEL:327-4130	環境課 TEL:327-4127	生涯学習課 TEL:327-2117	市民協働安全課 TEL:327-4130	瑞穂市社会福祉協議会 TEL:327-8610
目的・活動内容	－	別紙資料を参照してください。			
任　期	各自治会の規定による	１年	２年	２年	１年
人　数 （各自治会）	１名	１名以上	原則１人 ※２名以上の場合は要相談	１名以上	１名以上
報　酬	あり	無し	活動に応じて報酬あり	無し	無し

令和　　年　　月　　日

瑞穂市長　　森　　和　之　様

自治会名　　●●●●自治会

令和７年度会長氏名　　●●　●●

令和８年度　自治会長等の報告について

標記の件について、下記のとおり報告します。

①●●●●　自治会　自治会長

会長の変更	変更有　・　変更無　（変更有の場合は下記にご記入ください）
ふりがな	
新会長氏名	
住　　所	瑞穂市　　番地
電話番号	―　　―
広報配布	【新会長宅への広報配布時期に〇をつけてください】 ※３月末から　　４月末から　　その他 　　月末から ※３月末からとする場合には、３月６日（金）までにご報告ください。 【会長宅以外に配布する場合のお届け先】 住　　所　瑞穂市 氏　　名 電話番号

※個人情報については、適切に管理しておりますが、自治会加入の問い合わせや地域における工事の連絡等で「自治会長の連絡先を教えてほしい」とお問い合わせがあった際、自治会名・自治会長名・住所・電話番号を相手方にお伝えすることがありますので、ご了承ください。

②●●●●　自治会　廃棄物減量等推進員

（令和７年度推進員　氏名　●●　●●　）

推進員の変更		変更有（変更有の場合は令和８年度推進員についてご記入ください） 変更無（下記への記入は不要です）
令和８年度　推進員	ふりがな	
	氏　名	
	住　所	瑞穂市　　番地
	電話番号	－　　－

③●●●●　自治会　社会教育推進員

※各自治会、例年どおりの人数で報告をしてください。

増員される場合は、ご相談ください。

（令和７年度推進員　氏名　●●　●●）

推進員の変更		変更有（変更有の場合は令和８年度推進員についてご記入ください） 変更無（下記への記入は不要です）
令和８年度　推進員	ふりがな	
	氏　名	
	住　所	瑞穂市　　番地
	電話番号	－　　－

（令和７年度推進員　氏名　●●　●●）

推進員の変更		変更有（変更有の場合は令和８年度推進員についてご記入ください） 変更無（下記への記入は不要です）
令和８年度　推進員	ふりがな	
	氏　名	
	住　所	瑞穂市　　番地
	電話番号	

④●●●●　自治会　交通安全協会員

（令和７年度協会員　氏名　●●　●●）

役員の変更		変更有（変更有の場合は令和８年度協会員についてご記入ください） 変更無（下記への記入は不要です）
令和８年度　協会員	ふりがな	
	氏　名	
	住　所	瑞穂市　　番地
	電話番号	－　　－

（令和７年度協会員　氏名　●●　●●）

役員の変更		変更有（変更有の場合は令和８年度協会員についてご記入ください） 変更無（下記への記入は不要です）
令和８年度　協会員	ふりがな	
	氏　名	
	住　所	瑞穂市　　番地
	電話番号	－　　－

（令和７年度協会員　氏名　●●　●●）

役員の変更		変更有（変更有の場合は令和８年度協会員についてご記入ください） 変更無（下記への記入は不要です）
令和８年度　協会員	ふりがな	
	氏　名	
	住　所	瑞穂市　　番地
	電話番号	－　　－

廃棄物減量等推進員について

環境課（３２７－４１２７）

１　廃棄物減量等推進員の推薦について

日頃は、瑞穂市の環境行政に深いご理解とご協力を賜り厚くお礼申しあげます。また、市のごみ処理については「一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）後期計画」に基づき、ごみの排出抑制等に向けて諸々の施策を進めております。

これまでも市民一人一人のご協力、及び減量推進委員の方々による長年の取り組みにより、ごみ分別は非常に良好な状態となっており感謝申し上げます。

しかし、今後、社会情勢の変化等により分別方法が変わる可能性もございます。その際には廃棄物減量推進委員の方にご協力をいただく必要も想定されるため、これからも引き続き、一般廃棄物の減量や分別収集についてお力添えを賜りたく、廃棄物減量等推進員をご推薦いただきますようお願いいたします。なお、任期は１年となります。

２　廃棄物減量等推進員の主な職務について

- 一般廃棄物の減量のための市の施策へのご協力
- 分別収集へのご協力
- 住民への啓発活動など

社会教育推進員の役割

1　**社会教育推進員とは**　　※瑞穂市社会教育推進員設置規則より

瑞穂市の社会教育（生涯学習）の振興及び地域における実践活動を推進するために、自治会長から推薦のあった方を瑞穂市教育委員会が委嘱するものです。

2　**社会教育の方針**　※瑞穂市社会教育の方針と重点より

人づくり	・生涯にわたって学び続ける人づくり ・地域で役立とうする人づくり 学習・文化・スポーツの事業を通して
まちづくり	・家庭・学校・地域社会・各種団体が一体となって青少年健全育成を目指すまちづくり 自治会・校区活動・青少年育成を通して

3　**任期について**

社会教育推進員の任期は<u>２年です。</u>職務を理解し、自主的に活動を推進していただくためには、<u>２年間活動していただくことが必要です</u>。再任を妨げるものではありません。

4　**報酬について**

それぞれの<u>活動に応じて</u>報酬を用意します。原則、ご指定の口座へ半期ごとに振り込みます。

※参加状況の確認等が必要です。前期分→１１・１２月　後期分→翌年度４月・５月

5　**社会教育推進員の職務**

①自治会の事業の企画･推進

□自治会や校区活動委員会で行う行事（クリーン活動・各種大会・祭りなど）の企画運営

<u>※自治会長と共に活動を推進する</u>

②スポーツ活動の奨励

□スポーツ及び健康維持の活動（スポーツフェスティバル・ウォーキング大会など）への参加を自治会員に呼びかける

<u>※自治会長と共に活動を推進する</u>

③文化的事業の奨励

□市民自主講座・瑞穂大学の講座・文化講演会などの情報提供を行い、参加を自治会員に呼びかける

※広報みずほや回覧板を活用する

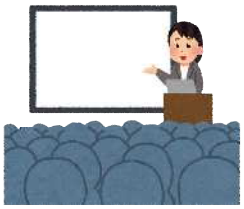

④青少年の健全育成

□青少年育成市民会議の重点活動を推進

<u>あいさつ運動・地域安全の日</u>

毎月初めの授業日にあいさつ、見守りを行う

<u>市民ラジオ体操の日</u>　８月第１日曜日に地域のみんなでラジオ体操を行う

※自治会ごとに日程を設定してよい

６　令和７年度　青少年育成市民会議

（１）青少年育成市民会議スローガン

「創ろう！安心できる場所　育てよう！未来を担うみずほの子」

- 明るいあいさつがまちにあふれ、市民が青少年をあたたかく見守る“まちづくり”
- 青少年が地域の活動に参加し、地域の人とふれあい、協力してつながる“地域づくり”
- 青少年が家庭、学校、地域の中で人と支え合い、助け合いながら成長できる“人づくり”

（２）三部会・市民会議の在り方

①三部会　　※各校区代表が参加します。　→　地域の現状を交流し、校区での活動に生かしてください

・スローガンを具現する「重点活動」の内容と意義を明確にする。
・各団体の役割を明確にすることで、各団体が当事者として「重点活動」の充実を図る。
・各校区、各部会を中心とした「重点活動」の交流を通して、青少年との関わりや活動の在り方を見直す。

②市民会議　※すべての社会教育推進員さんに案内します。　→　ぜひ参加をお願いします

《第１回　市民の集い》

・青少年と携わる市民がめざす方向を確かめ合い、青少年の健全育成の意識を高める。
・青少年の願いや思いにふれ、青少年の健全育成に関心を高める。

《第２回　市民の集い》

・青少年のよさやがんばりを認め、励まし、広めることで青少年の自己肯定感を育む。
・青少年に関わる団体の実践を交流し、連携・協力体制を深める。

（３）青少年育成市民会議の重点活動

重点活動①　あいさつ運動･見守り活動

◇あいさつ運動、地域安全の日
　日　時：毎月最初の授業日　　朝：登校時　夕：下校時
　場　所：学校の校門、横断歩道や信号交差点、自宅前
　　見守りボランティアのかたが活動している場所
　内　容：「おはよう！」とあいさつを交わす「さようなら！」と声をかけながら、安全を見守る

重点活動②　ラジオ体操･校区活動

◇市民ラジオ体操の日
　日　時：８月３日（日）　６：３０頃
　場　所：校区の公園
◇校区活動
　校区で行う様々な活動（随時）　・運動会、フェスタ、ウォーキング等

重点活動③　ボランティア活動･清掃活動

◇地域で行うボランティア活動　（随時）
　・地域清掃・クリーン活動、花壇づくり、資源回収等
◇学校で行うボランティア活動　（随時）
　・ＭＳ活動
◇家庭で行うお手伝い　（随時）
　・食事の準備、片付け、掃除等

社会教育推進員　＝　自治会長と協力して、各地域で人づくり･まちづくりを
進めていただくリーダーです

交通安全協会員の役割

市民協働安全課　℡　３２７－４１３０

１　交通安全協会員について

本巣地区交通安全協会瑞穂支部会則に基づき、交通事故防止対策の推進及び交通関係施設の改善を図り、地域住民の交通安全確保に寄与するとともに、本巣地区交通安全協会の行う各種事業に参加していただきます。

会員の任期については、原則２年間ですが、自治会によっては１年の場合やそれ以上となる場合もあります。

２　交通安全協会員の主な職務について

（１）街頭における立哨

年間６回程度、主要交差点や通学路に立ち、ドライバーに対して交通安全意識の高揚を図るとともに、歩行者に対しても交通安全ルールの理解を深めていただくための啓発活動を行います。

【立哨方法】

・決められた場所において、数名で立哨を行います。
・立哨時間は、概ね７時３０分から８時１５分

（２）その他

・本巣地区交通安全協会瑞穂支部総会への参加（年１回）
・法令講習会への参加（年１回）
・地域行事(校区活動及び自治会等)への参加

３　報酬について

市及び協会等からの報酬はありません。

資料５

瑞協第６２号
令和７年１１月５日

自治会長　各位

瑞穂市長　森　和之
（公印省略）
瑞穂市消防団長　馬渕　晃
（公印省略）

令和８年度消防団員の推薦について（依頼）

向寒の候、貴殿には益々ご健勝のこととお慶び申しあげます。平素は、瑞穂市の消防・防災行政に対し、ご理解とご協力を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、近年全国各地で災害が多発する中、当市におきましても令和３年８月の豪雨では、道路の冠水や倒木、大規模停電などの被害をもたらしました。また、令和６年４月には市内建物火災による死者も発生しました。こうした災害の中で、消防団は延べ２００名以上の団員が出動し、消火活動の後方支援、危険箇所の巡回、飛散物の撤去、危険箇所の警戒など、災害対応の中心として大きな役割を果たしております。また、消防団員は消防・防災活動のみならず、自治会等の防災リーダーになりうる地域防災の要であり、その確保は極めて重要な事項として、市のイベント等での消防団員募集啓発活動の実施のほか、総務省消防庁においても、消防団員確保についての全国的な運動を展開しております。

つきましては、このような消防団員の役割等の重要性をご理解いただき、消防団員のご推薦について、何卒ご協力を賜りますようお願い申しあげます。

また、来年度も消防団員を引き受けていただける団員につきましては、激励を賜りますようお願いするとともに、消防団員を自治会の役員に位置付けていただくことをご検討いただくなど、お力添え等のご協力を賜りますよう、重ねてお願い申しあげます。

記

○住民基本台帳の閲覧について

消防団員選出にあたり、自治会等の区域内に居住する方をお知りになりたい場合は、

個人情報の外部提供に関する申請をしていただく必要がありますので、市民協働安全課にお越しいただきますようお願いいたします。
（台帳の出力には２週間程度の時間をいただく場合がありますのでご容赦願います。）

○新入団員の報告について

ご多用のところ恐縮ですが、令和８年１月末までに入団届（別紙１「瑞穂市消防団入団届」）をご記入のうえ、地元の消防団（別紙２「瑞穂市消防団役員名簿」）へご提出いただきますようお願い申しあげます。

また、消防団員の推薦において、総会などで決定しないと報告できない自治会におかれましては、内定段階で結構ですのでご報告いただけると幸いです。

○資料の提供等について

消防団員選出にあたり、対象者への説明会等を開催される場合、説明資料（別紙３「消防団の概要」）が必要な場合はご用意をさせていただきますので、市民協働安全課までご相談ください。

所属	瑞穂市　企画部市民協働安全課		
課長	宇野	担当	池田
住所	〒501-0293　岐阜県瑞穂市別府 1288 番地		
電話	058-327-4130	FAX	058-327-7414
E-Mail	siminkyo@city.mizuho.lg.jp		

別紙１

令和　　年度　　瑞穂市消防団入団届

所属	第　　分団　　班		
ふりがな			
氏名 （※戸籍と同字画で記載）			
生年月日	昭和・平成　　年　　月　　日生　（　　歳）		
住所	〒　　－		
本籍地	□ 住所と同じ　〒　　－		
電話番号	（　　）　　－	携帯電話	（　　）　　－
E-Mail	＠		

【職業】

勤務先	
所在地	〒　　－
電話番号	（　　）　　－
職種	□ 農業　□ 不動産業　□ 卸売・小売業・飲食店 □ 林業　□ サービス業　□ 電気・ガス・熱供給・水道業 □ 鉱業　□ 金融・保険業　□ 日本郵政グループ職員 □ 建設業　□ 運輸・通信業　□ 公務員（国家）　□ 公務員（地方） □ 製造業　□ 団体職員　□ 公務員（特殊法人等公務員に準ずる職員）
就業形態	□ 被用者　□ 被用者のある業主　□ 被用者のない業主 □ 家族従事者　□ 家庭内職者　□ 役員　□ その他（　　）
勤務先への依頼分	□ 必要　□ 不要

【体型】

身長	cm	体重	kg
ウエスト	cm	股下	cm
帽子（頭囲）	cm	くつ	cm
Tシャツ	S・M・L・LL・3L・4L・5L		

【過去の消防歴】 ※他自治体の消防団も含む

□　ある　・　□　ない
※ある場合 消防団名：　　消防団　　年　月　日～　　年　月　日

※ご記入いただきました個人情報は、瑞穂市で厳重に管理します。

※「本籍地」・「職業」は、統計・表彰時に必要ですので必ず記入してください。

※「体型」は、活動服等を貸与する際の参考にしますので記入してください。

別紙３

消　防　団　の　概　要

瑞穂市マスコットキャラクター
かきりん

○地域防災の要として

近年、日本全国で地震、台風、豪雨などの様々な災害が発生しています。岐阜県内では令和３年度の８月豪雨において大きな被害が発生し、瑞穂市においても河川の増水による道路等の冠水や倒木、大規模停電などが発生しました。また、近い将来発生が懸念されている南海トラフ巨大地震の３０年以内の発生確率は７０％程度といわれており、大きな被害が広範囲に発生すると予測されています。

大規模な災害が発生したときは、消防署や防災関係機関も被害を受け、消火や救助活動を行うまでに時間がかかる場合があります。そのときに重要なのが、地域のみなさんの助け合いです。地域のみなさんで人命救助や初期消火を行うことが、命を守り、被害を軽減させることにつながります。

災害に強い地域づくりを推進するためには、地域のみなさんが日ごろから消防署や防災関係機関と連携をとり、積極的に防災に関する情報や知識を得ることが大切です。

そのような場合に、地域の防災リーダーとなるべき存在が消防団です。消防団は地域に密着し、災害に対して即時に対応することができる消防機関であり、日ごろから消防・防災に関する技術や知識の習得に励み、それぞれの地域でリーダーシップを発揮して、災害時の救助、消火活動だけでなく、平常時に地域のみなさんに対する訓練指導、防災知識の普及啓発に取り組むことも期待されています。

国は平成２５年に、東日本大震災を教訓として「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」を制定し、地域防災の要である消防団の体制強化、処遇改善等の施策を行っており、県・市においてもこの法律に基づき、消防団を含めた地域防災力の向上に努めています。また、この法律は、国や地方公共団体だけでなく、消防団を中心とした地域、事業所、自主防災組織などが一体となって地域防災力の強化を図っていくこととされています。日ごろから地域の防災活動に積極的に参加していただき、１人でも多くの方が消防団活動を経験していただきますよう、お願いいたします。

○消防団の入団資格

性別問わず、下記に該当する人であれば入団できます。

① １８歳以上で心身ともに健康な人

② 市内に居住する人、または通勤、通学する人

※大学・短期大学・専門学校などに在籍するかたでも入団可能です。

○消防団員の身分

消防団員の身分は地方公務員法第３条に明記されており、市長や副市長、市議会議員などと同じ特別職の地方公務員です。

１．市町村長が消防の管理者である。

消防団の最高の責任者は市長ですが、消防の組織運営を取り仕切る権限が消防団長に委ねられています。そして消防団員は、消防団長から任命されることになります。

２．消防団員の権限

災害から、国民の生命、身体、財産を守る消防団員には、その消火活動や救助活動が確実、迅速に実施できるよう、常備の消防職員（消防署の消防士）に準じて、法律で必要な権限が与えられています。

○消防団員の処遇

消防団員は、郷土や住民を災害から守るという献身的な働きをし、活動は代価を求めない奉仕の精神で行います。ただし同じボランティア活動でも、消防団員の仕事は危険を伴うものであり、国、県及び市は、その労苦に報いるため、さまざまな処遇策を講じています。

１．団員の報酬

市は条例に基づき、階級に応じた年額報酬と、災害、訓練等の職務に従事した場合の出動報酬を支給します。

・年額報酬　・・・階級が『団員』の場合 年額36,500円（階級に応じて変動）
・出動報酬　・・・日額1,500円～8,000円（職務内容と従事時間に応じて変動）

＜令和７年度現在＞

２．団員の公務災害補償

消防団員が公務により死亡したり、病気やけがをした場合には、本人や遺族に対して、その損害を補償します。

３．消防団員の退職報償金

消防団員が、多年にわたり在職して退職した場合に、その消防団員の在職年数や階級に応じて、退職報償金が支給されます。

・勤続年数５年以上～１０年未満で、階級が団員の場合・・・200,000円

４．消防団員カードの提示による各種割引・粗品進呈の特典

消防団員カードをお店に提示することで、各種割引や粗品進呈などのサービスを受けられます。

（対象店舗　県内：1015店舗　＜令和７年４月現在＞）

５．団員の勤務先に対し消防団活動のご理解・ご協力を求める依頼文書の発送

団員の方が希望されれば、市長名で勤務先へ、消防団活動のご理解・ご協力を求める依頼文を送付します。

６．法人事業税・個人事業税の事業税割の減税

県内に事業所を有し、消防団協力事業所表示制度の表示証を受け、消防団に１名以上加入している法人・個人事業者の事業税を優遇します。

（令和１０年度末まで。認定要件あり。）

○瑞穂市の常備消防、消防団及び消防団員の現況と活動

瑞穂市は消防事務を岐阜市に委託しており、瑞穂市全域の消防・救急業務は岐阜市消防本部が行っています。消防団事務については瑞穂市で行っており、事務は瑞穂市役所企画部市民協働安全課にて担当しています。

瑞穂市消防団は、瑞穂市全域を区域とし、本部と小学校区ごとの７つの分団で構成しており、団員の定数は２５７人になっています。

本部・・団長、副団長、女性消防班
第１分団・・・本田小校区
第２分団・・・穂積小校区
第３分団・・・牛牧小校区
第４分団・・・中小校区
第５分団・・・南小校区
第６分団・・・西小校区
第７分団・・・生津小校区

※分団には、分団長・副分団長・部長・班長・団員の階級があります。

主な消防団活動行事

消防団行事は団員の昼間の仕事に配慮し、一部を除き平日は夜８時から、日曜日は午前中に行います。

４月　新入団員初任科講習（平日の夜間数日）
　　入退団式（第１日曜日・午前）
５月　新人向け教育訓練（５～６月・毎週水曜日夜間）
６月　市水防訓練（第２日曜日・午前）
８月　操法訓練（県消防操法大会にむけた）（７月中旬～１０月中旬・夜間）
９月　防災フェア
１０月　県消防操法大会（第４日曜日）
１１月　秋の火災予防運動（11/9～11/15の間の日曜日・午前）
１２月　年末夜警（12/26～12/30までの５日間・夜間）
１月　消防出初式（第１日曜日・午前）
２月　消防団員研修(普通救命講習など)
３月　春の火災予防運動（3/1～3/7の間の日曜日・午前）

※ その他、訓練や水利・器具の点検等を行います。
※ 上記は基本的な行事予定であり、年度によって異なります。
　また、随時訓練等の内容を見直ししながら活動しています。

＜令和７年４月作成　瑞穂市企画部市民協働安全課＞

見本

様式第3号

保有個人情報外部提供申請書

令和　　年　　月　　日

瑞穂市長　　様

住　　所	瑞穂市
氏　　名	＿＿＿＿＿＿自治会 会長
連絡先電話番号	（　　）　　―

保有個人情報の提供を受けたいので、次のとおり申請します。

提供を希望する保有個人情報の内容	＿＿＿＿＿＿自治会の区域に居住する日本人の＿＿性で＿＿＿＿年＿＿月＿＿日　～＿＿＿＿年＿＿月＿＿日生まれの者の住所、氏名、ふりがな、生年月日（年度）、方書
提供を受ける目的	令和８年度消防団員候補者の選出のため
利用する期間	決定日から令和　　年　　月　　日まで
目的外提供を受ける根拠	個人情報の保護に関する法律第69条第2項第4号 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律

（条件）

提供を受ける保有個人情報については、次の事項を遵守します。

1　他に漏らしません。

2　申請した提供を受ける目的以外に利用しません。

3　他に提供しません。

4　利用期間終了後又は提供を受ける目的の達成後は、速やかに返還(焼却、裁断等による廃棄又は消去)をします。

5　責任をもって管理し、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止します。

6　事故が発生した場合は、速やかに報告するとともに、実施機関の指示に従います。

7　立入調査の要請があった場合、これに応じます。

8　申請者の責めに帰すべき理由により生じた損害は、申請者がこれを負担します。

9　その他保有個人情報の取扱いに関し、適正な措置を講じます。

記入例

様式第3号

保有個人情報外部提供申請書

令和　７年１２月　１日

瑞穂市長　　様

住　　所	瑞穂市 別府１２８８番地
氏　　名	瑞穂　自治会 会長　瑞穂　太郎
連絡先電話番号	（　０５８　）　３２７　―　４１３０

保有個人情報の提供を受けたいので、次のとおり申請します。

提供を希望する保有個人情報の内容	瑞　穂　自治会の区域に居住する日本人の男性で 平成３年４月２日　～平成１３年４月１日生まれの者の 住所、氏名、ふりがな、生年月日（年度）、方書
提供を受ける目的	令和　８　年度消防団員候補者の選出のため
利用する期間	決定日から令和　８年　３月３１日まで
目的外提供を受ける根拠	個人情報の保護に関する法律第69条第2項第4号 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律

（条件）

提供を受ける保有個人情報については、次の事項を遵守します。

1　他に漏らしません。

2　申請した提供を受ける目的以外に利用しません。

3　他に提供しません。

4　利用期間終了後又は提供を受ける目的の達成後は、速やかに返還(焼却、裁断等による廃棄又は消去)をします。

5　責任をもって管理し、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止します。

6　事故が発生した場合は、速やかに報告するとともに、実施機関の指示に従います。

7　立入調査の要請があった場合、これに応じます。

8　申請者の責めに帰すべき理由により生じた損害は、申請者がこれを負担します。

9　その他保有個人情報の取扱いに関し、適正な措置を講じます。

令和8年4月1日現在

令和	8	年	（ 2026 ）	4月2日	～	令和	9	年	4月1日	（ 2027 ）	0歳
令和	7	年	（ 2025 ）	4月2日	～	令和	8	年	4月1日	（ 2026 ）	1歳
令和	6	年	（ 2024 ）	4月2日	～	令和	7	年	4月1日	（ 2025 ）	2歳
令和	5	年	（ 2023 ）	4月2日	～	令和	6	年	4月1日	（ 2024 ）	3歳
令和	4	年	（ 2022 ）	4月2日	～	令和	5	年	4月1日	（ 2023 ）	4歳
令和	3	年	（ 2021 ）	4月2日	～	令和	4	年	4月1日	（ 2022 ）	5歳
令和	2	年	（ 2020 ）	4月2日	～	令和	3	年	4月1日	（ 2021 ）	6歳
平成	31	年	（ 2019 ）	4月2日	～	令和	32	年	4月1日	（ 2020 ）	7歳
令和	30	年	（ 2018 ）	4月2日	～	令和	31	年	4月1日	（ 2019 ）	8歳
令和	29	年	（ 2017 ）	4月2日	～	平成	30	年	4月1日	（ 2018 ）	9歳
平成	28	年	（ 2016 ）	4月2日	～	平成	29	年	4月1日	（ 2017 ）	10歳
平成	27	年	（ 2015 ）	4月2日	～	平成	28	年	4月1日	（ 2016 ）	11歳
平成	26	年	（ 2014 ）	4月2日	～	平成	27	年	4月1日	（ 2015 ）	12歳
平成	25	年	（ 2013 ）	4月2日	～	平成	26	年	4月1日	（ 2014 ）	13歳
平成	24	年	（ 2012 ）	4月2日	～	平成	25	年	4月1日	（ 2013 ）	14歳
平成	23	年	（ 2011 ）	4月2日	～	平成	24	年	4月1日	（ 2012 ）	15歳
平成	22	年	（ 2010 ）	4月2日	～	平成	23	年	4月1日	（ 2011 ）	16歳
平成	21	年	（ 2009 ）	4月2日	～	平成	22	年	4月1日	（ 2010 ）	17歳
平成	20	年	（ 2008 ）	4月2日	～	平成	21	年	4月1日	（ 2009 ）	18歳
平成	19	年	（ 2007 ）	4月2日	～	平成	20	年	4月1日	（ 2008 ）	19歳
平成	18	年	（ 2006 ）	4月2日	～	平成	19	年	4月1日	（ 2007 ）	20歳
平成	17	年	（ 2005 ）	4月2日	～	平成	18	年	4月1日	（ 2006 ）	21歳
平成	16	年	（ 2004 ）	4月2日	～	平成	17	年	4月1日	（ 2005 ）	22歳
平成	15	年	（ 2003 ）	4月2日	～	平成	16	年	4月1日	（ 2004 ）	23歳
平成	14	年	（ 2002 ）	4月2日	～	平成	15	年	4月1日	（ 2003 ）	24歳
平成	13	年	（ 2001 ）	4月2日	～	平成	14	年	4月1日	（ 2002 ）	25歳
平成	12	年	（ 2000 ）	4月2日	～	平成	13	年	4月1日	（ 2001 ）	26歳
平成	11	年	（ 1999 ）	4月2日	～	平成	12	年	4月1日	（ 2000 ）	27歳
平成	10	年	（ 1998 ）	4月2日	～	平成	11	年	4月1日	（ 1999 ）	28歳
平成	9	年	（ 1997 ）	4月2日	～	平成	10	年	4月1日	（ 1998 ）	29歳
平成	8	年	（ 1996 ）	4月2日	～	平成	9	年	4月1日	（ 1997 ）	30歳
平成	7	年	（ 1995 ）	4月2日	～	平成	8	年	4月1日	（ 1996 ）	31歳
平成	6	年	（ 1994 ）	4月2日	～	平成	7	年	4月1日	（ 1995 ）	32歳
平成	5	年	（ 1993 ）	4月2日	～	平成	6	年	4月1日	（ 1994 ）	33歳
平成	4	年	（ 1992 ）	4月2日	～	平成	5	年	4月1日	（ 1993 ）	34歳
平成	3	年	（ 1991 ）	4月2日	～	平成	4	年	4月1日	（ 1992 ）	35歳
平成	2	年	（ 1990 ）	4月2日	～	平成	3	年	4月1日	（ 1991 ）	36歳
昭和	1	年	（ 1989 ）	4月2日	～	昭和	2	年	4月1日	（ 1990 ）	37歳
昭和	63	年	（ 1988 ）	4月2日	～	昭和	64	年	4月1日	（ 1989 ）	38歳
昭和	62	年	（ 1987 ）	4月2日	～	昭和	63	年	4月1日	（ 1988 ）	39歳
昭和	61	年	（ 1986 ）	4月2日	～	昭和	62	年	4月1日	（ 1987 ）	40歳
昭和	60	年	（ 1985 ）	4月2日	～	昭和	61	年	4月1日	（ 1986 ）	41歳
昭和	59	年	（ 1984 ）	4月2日	～	昭和	60	年	4月1日	（ 1985 ）	42歳
昭和	58	年	（ 1983 ）	4月2日	～	昭和	59	年	4月1日	（ 1984 ）	43歳
昭和	57	年	（ 1982 ）	4月2日	～	昭和	58	年	4月1日	（ 1983 ）	44歳
昭和	56	年	（ 1981 ）	4月2日	～	昭和	57	年	4月1日	（ 1982 ）	45歳
昭和	55	年	（ 1980 ）	4月2日	～	昭和	56	年	4月1日	（ 1981 ）	46歳
昭和	54	年	（ 1979 ）	4月2日	～	昭和	55	年	4月1日	（ 1980 ）	47歳
昭和	53	年	（ 1978 ）	4月2日	～	昭和	54	年	4月1日	（ 1979 ）	48歳
昭和	52	年	（ 1977 ）	4月2日	～	昭和	53	年	4月1日	（ 1978 ）	49歳
昭和	51	年	（ 1976 ）	4月2日	～	昭和	52	年	4月1日	（ 1977 ）	50歳
昭和	50	年	（ 1975 ）	4月2日	～	昭和	51	年	4月1日	（ 1976 ）	51歳
昭和	49	年	（ 1974 ）	4月2日	～	昭和	50	年	4月1日	（ 1975 ）	52歳
昭和	48	年	（ 1973 ）	4月2日	～	昭和	49	年	4月1日	（ 1974 ）	53歳
昭和	47	年	（ 1972 ）	4月2日	～	昭和	48	年	4月1日	（ 1973 ）	54歳
昭和	46	年	（ 1971 ）	4月2日	～	昭和	47	年	4月1日	（ 1972 ）	55歳
昭和	45	年	（ 1970 ）	4月2日	～	昭和	46	年	4月1日	（ 1971 ）	56歳
昭和	44	年	（ 1969 ）	4月2日	～	昭和	45	年	4月1日	（ 1970 ）	57歳
昭和	43	年	（ 1968 ）	4月2日	～	昭和	44	年	4月1日	（ 1969 ）	58歳
昭和	42	年	（ 1967 ）	4月2日	～	昭和	43	年	4月1日	（ 1968 ）	59歳
昭和	41	年	（ 1966 ）	4月2日	～	昭和	42	年	4月1日	（ 1967 ）	60歳

資料６

令和８年度の瑞穂市自治会連合会の総会等について

【令和８年度　総会】

○日　時　　令和８年４月１５日（水）

午後１時３０分～午後４時

○内　容　　第１部　令和８年度　瑞穂市自治会連合会総会
（全自治会長参加）
（１）令和７年度　事業報告・決算報告等

（２）令和８年度　事業計画・予算案等

第２部　自治会長研修会
講師：未定
演題：未定

○場　所　　ココロかさなる CCN センター　サンシャインホール

※総会以降に自治会長説明会を各校区単位で行います。
（実施日・場所等は、各校区役員と事前に調整します。）

社協資料

瑞穂社協第３９２号
令和７年１１月５日

自治会長　各位

社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会
会長　　松原　隆行
＜公印略＞

第１０期瑞穂市社会福祉協議会福祉協力員の推薦について（依頼）

平素は、本会事業にご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、瑞穂市社会福祉協議会福祉協力員（以下、「福祉協力員」といいます。）の推薦にご協力をいただいておりますが、下記の通り第９期福祉協力員の委嘱期間が終了いたします。ご多用とは存じますが、担当地区の民生委員・児童委員様とご協議の上、次期福祉協力員をご推薦いただきますようお願い申し上げます。

なお、第９期福祉協力員をご推薦いただいている自治会様におかれましては、現在の福祉協力員名が記載された福祉協力員推薦書を添付いたしますので、ご活用ください。また、推薦されていない自治会におかれましても、ぜひ、ご推薦いただきますようお願い申し上げます。

記

１　第９期福祉協力員の委嘱期間満了日　令和８年３月３１日
２　次期委嘱期間　令和８年４月１日から令和９年３月３１日（１年間）
３　提出方法　　同封の返信用封筒にて、ご返信ください。
４　提出期限　　令和８年３月３１日（火）
５　推薦書記入方法
（１）継続のかた、新任のかた問わず、福祉協力員として推薦されるかたに、別添の個人情報取扱業務概要説明書をご覧いただき（配布してください）、**同意されたかたのみ福祉協力員推薦書に氏名等を記入**してください。
（２）福祉協力員の変更がない場合
　　備考欄に「継続」と記入いただき、そのまま本会へご返信ください。
（３）福祉協力員の変更がある場合
　　現在のかたが退任される場合、備考欄に「終了」とご記入ください。
※自治会長、民生委員・児童委員との兼務は、できるだけお控えください。

社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会
地域福祉課　担当者　安藤
瑞穂市別府１２８３番地
ＴＥＬ　３２７－８６１０
ＦＡＸ　３２７－５３２３